

# なりわい再建支援補助金公募のご案内

令和2年7月豪雨により被災されました皆様へ謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

この度公募開始となるなりわい再建支援補助金は、令和2年7月豪雨による災害のため甚大な被害を受けた地域において、被災県が作成する復興事業計画に基づき、中小企業者等が行う施設復旧等に要する経費の一部を国と県が補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とするものです。

なお、令和2年9月15日現在の情報となりますので、内容等が変わる場合がございますことをご了承ください。

## 【補助対象事業者】

県が策定した復興事業計画に位置付けられた中小企業者等

- ①中小企業者：中小企業支援法第2条第1項の定義に該当する事業者等(みなし中堅企業※は除く)
  - ②中堅企業※：①以外で資本金又は出資金の価額が10億円未満の事業者等
- ※中堅企業及びみなし中堅企業の定義については交付要綱等でご確認ください

## 【補助対象経費】

- ・中小企業者等の施設又は設備であって、令和2年7月豪雨による災害のため損壊又は継続して使用することが困難になったもののうち、県内の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費
- ・令和2年7月豪雨による災害以降で、交付決定日前に実施した施設・設備の復旧についても補助対象として認められる場合があります(遡及適用)
- ・従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な事業者が、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組(いわゆる「新分野事業」)により被災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用

## 【補助金額】

1事業者当たりの補助金額の上限は3億円(税抜)

## 【補助率】

- ・中小企業者：補助対象経費の3/4以内
  - ・中小企業者以外：補助対象経費の1/2以内
  - ・以下のすべての要件を満たす事業者：定額
- ①コロナ禍の影響を受けている事業者
  - ②過去数年以内に発生した災害で被害を受けた事業者(事業用資産への被災が証明できる事業者又は災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者等)
  - ③復興途上にある事業者(売上高が過去数年以内に発生した災害以降20%以上減少(※)している事業者)
- (※)「過去数年以内に発生した災害時の災害前」と「令和2年7月豪雨前」の比較
- ④交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
  - ⑤今回の災害で施設・設備が被災し、その復旧及び復興を行おうとする事業者

## 【公募期間】

9月末公募開始予定

## 【問合せ先】

山形県産業労働部中小企業振興課 TEL:023-630-2135